

一般社団法人山形県介護支援専門員協会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この運営規則は、一般社団法人山形県介護支援専門員協会（以下「以下「本会」という。」）定款（以下「定款」という。）をうけ本会の事業の円滑な運営をはかるために必要な事項を定めるものである。

第2章 会 員

(入 会)

- 第2条 定款第7条第1項に定める正会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式1）に必要事項を記入の上で提出するとともに、当該年度会費及び入会金を添えて本会に納入しなければならない。
- 2 定款第7条第2項に定める特別会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式2）に必要事項を記入の上、本会に提出しなければならない。
- 3 定款第7条第3項に定める賛助会員になろうとする個人または団体は、入会申込書（別紙様式3）に必要事項を記入の上、当該年度会費を添えて本会に納入しなければならない。
- 4 前各号による入会申込書が提出された場合は、入会申込者の名簿を作成し、遅滞なく本会理事会に諮り承認を得なければならない。理事会の承認を得た段階で入会を認める。

(届 出)

第3条 前条の届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届（別紙様式5）に変更事項を記入の上、本会に届け出なければならない。

(退 会)

第4条 本会を退会しようとする者は、退会届（別紙様式4）に必要な事項を記入し、本会会長に届け出なければならない。

(会員名簿及び入退会の届出様式)

第5条 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更がある毎に訂正しなければならない。

第6条 本会へ入会（第2条第2項及び第3項の会員を除く）を申し込んだ者は、併せて一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本協会」という。）へも入会するものとする。

2 本会を退会する者は併せて日本協会を退会するものとする。

(会費及び入会金)

第7条 会費及び入会金は総会の定めるところによる。

(1) 定款第7条第1項に定める正会員の会費は、1年間五千円とする。また、入会金は三千円とする。

(2) 定款第7条第2項に定める特別会員の会費は徴収しない。

(3) 定款第7条第3項に定める賛助会員の会費は1年間一口一万円以上とする。

2 入会金は、継続会員からは徴収しない。

- 3 日本協会の入会金及び会費についても本会入会金及び会費と同時に徴収する。
(1) 日本協会が定める正会員の会費は、1年間五千円とする。また入会金は一千円とする。

第8条 継続して会員となっている者の会費は、原則として当該年度の6月30日までに、会員の指定する金融機関より自動引き落としするものとする。

(会費の減免)

第9条 災害などの特段の事由がある場合、理事会で別に定める基準により、正会員の会費を免除することができる。日本協会の会費については、日本協会の通知がある場合に減免することができる。

第10条 一旦納入した入会金及び会費は事由のいかんを問わず返還しない。

第3章 地区支部

(地区支部とその助成)

第11条 地区支部の配置は、庄内、最上、村山、山形、置賜の5地区とする。

- 2 地区支部の運営費は、本会年会費の中から理事会が定める基準により助成する。但し、地区支部会費の徴収を否定するものではない。

第4章 委員会

第12条 定款第4条に定める事業を行うため本会に委員会を設ける。

- 2 委員会の組織は理事会が別に定める。

第5章 役員選挙

第13条 役員選挙の期日は、30日前までにこれを公示しなければならない。

- 2 団体推薦理事は、医療・福祉団体により各1名推薦された者とし、介護支援専門員資格の有無は問わない。団体推薦理事は特別会員とする。該当団体は理事会等において決定する。
- 3 地区支部推薦理事は、本会の地区支部を代表する者各1名とする。
- 4 理事として推薦された者は、総会における承認を経て理事に就任するものとする。
- 5 総会選出理事及び監事候補者(以下「候補者」という)は、選挙の期日前10日までに会長に届出なければならない。
- 6 郵便による届出は期日前10日までに到着しなければならない。
- 7 正会員が他の会員を候補者に推薦しようとするときは、地区支部を代表する者を含む3名以上の推薦をもって前項の期間内に推薦届けをしなければならない。
- 8 総会選出理事として正会員が候補者に立候補しようとするときは、地区支部の推薦をもって第5項並びに第6項の期間内に立候補届けをしなければならない。
- 9 地区支部は、正会員が立候補する旨の申し出があった場合は、推薦の承認について検討の上判断するものとする。
- 10 会員は理事及び監事を各3名まで推薦できる。
- 11 候補者の届出又は推薦は、文書でこれをしなければならない。
- 12 候補者が定款第15条の役員定数を超えた場合は、役員選挙を行う。
- 13 会長は候補者一覧表を作成し、候補者名順位は抽籤によってきめる。

- 14 議長はこれを総会に公示して選挙を行う。
- 15 投票は無記名とする。
- 16 投票用紙の様式は議長がこれを定める。
- 17 総会選出理事及び監事に関する選挙は、出席正会員並びに特別会員の投票によって決定し、委任状による投票はこれを含まない。
- 18 議長は、正会員並びに特別会員中3名の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。
- 19 議長は、正会員並びに特別会員中3名の開票管理人を指名しなければならない。開票管理人は開票に関する事務を担当し、選挙立会人立会いの上投票箱を開き、まず投票を調査し選挙立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。投票の点検が終わったときは、開票管理人は直ちにその結果を議長に報告しなければならない。
- 20 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き開票管理人がこれを決定しなければならない。
- 21 以下の投票はこれを無効にする。
 - (1) 正規の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 22 第4項及び第5項による届出のあった候補者が、その選挙の定数を超えないときは投票によらないで当選人を決定する。但し、定数に満たない場合は会員の意見によって補欠選挙を行わなければならない。
- 23 投票は1人1票とし、投票の多数を得たものを当選人とする。投票数が同じ時は議長が抽籤によってこれを定める。当選人に対して会長は当選証書を交付する。

第6章 会議

- 第14条 本会の業務を円滑に遂行するため、協議する組織として、常務会を設ける。
- 2 常務会は、会長、副会長、各委員長、地区支部長、事務局長で構成する。
 - 3 定款で定める理事会を円滑に進めるために、常務会は、理事会への提案事項、事業執行状況、会長専決事項について事前協議を行う。

第7章 事務局

- 第15条 事務局は、山形市八日町1番26号に置く。

附則

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は令和7年3月27日の理事会において定め、令和6年4月1日より適用する

改定

平成27年4月1日（別紙様式1の改正）

平成31年4月1日（第3章委員会第11条、第4章役員選挙12条の改正）

令和3年1月30日（第2章会員第7条、第3章委員会第11条の改正）

令和6年11月16日（第2章会員第2条、第7条、第8条、第5章役員選挙第13条
第7章事務局第15条の改正、
第2章会員第9条、第6章会議第14条の追加
追加項目により章、条の数字に変更あり）

令和7年3月27日（第5章役員選挙第13条の改正）